改正後	改正前
［削る］	ロ　携帯移動地球局の送信装置の条件 (1)　変調方式は、四相位相変調であること。 (2)　変調信号は、パルスにより構成されるものであり、その送信速度は、毎秒五〇キロビット以下であること。
ロ　携帯移動地球局の送信又は受信する電波の偏波は右旋円偏波であること。	［同上］
ハ　イ及びロに掲げるもののほか、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合すること。	ハ　イからハまでに掲げるもののほか、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合すること。
別表第一号（第５条関係）	**別表第一号**（第５条関係）
周波数の許容偏差の表	周波数の許容偏差の表
［表略］	［表同左］
［注１～42　略］	［注１～42　同左］
43　1,618.25MHzから1,626.5MHzまで又は2,655MHzから2,690MHzまでの周波数の電波を使用する携帯移動地球局の無線設備については、その電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。	43　1,621.35MHzから1,626.5MHzまで又は2,655MHzから2,690MHzまでの周波数の電波を使用する携帯移動地球局の無線設備については、その電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。
(1)　1,618.25MHzから1,626.5MHzまでの周波数の電波を使用する無線設備　30（10^{-6}）	(1)　1,621.35MHzから1,626.5MHzまでの周波数の電波を使用する無線設備　30（10^{-6}）
［(2)　略］	［(2)　同左］
［44～57　略］	［44～57　同左］
別表第二号（第６条関係）	**別表第二号**（第６条関係）
［第１～第39　略］	［第１～第39　同左］
第40　1,618.25MHzから1,626.5MHzまでの周波数の電波を使用する携帯移動地球局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第１から第４までの規定にかかわらず、総務大臣が別に指定する。この指定をする場合には、電波の型式に冠して表示する。	第40　1,621.35MHzから1,626.5MHzまでの周波数の電波を使用する携帯移動地球局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第１から第４までの規定にかかわらず、31.5kHzとする。
［第41～73　略］	［第41～73　同左］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

（特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正）

第二条　特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
別表第一号　技術基準適合証明のための審査（第六条及び第二十五条関係）	**別表第一号**　［同上］
一　技術基準適合証明のための審査は、次に掲げるところにより行うものとする。	一　［同上］
［(1)・(2)　略］	［(1)・(2)　同上］
(3)　特性試験	(3)　［同上］
申込設備について、次に従つて試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。	
ア　次の表の一の欄に掲げる装置については、同表の二の欄に掲げる試験項目ごとにそれぞれ同表の三の欄に掲げる測定器等を使用して総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により同表の四の欄の特定無線設備の種別に従つて試験を行う。	ア　［同上］